

労働・助成金情報 特急便

第 28 号 (2013 年 8 月)

深川経営労務事務所

社会保険労務士 深川 順次

〒812-0014

福岡市博多区比恵町 11-7-701

TEL : 092-409-9257

FAX : 092-409-9258

今回は出産・育児を助ける制度の中から、健康保険から支給される「**出産育児一時金**」と「**出産手当金**」についてご紹介します。どうぞ、ご参考にされてください。

■ 出産育児一時金とは？

妊娠・出産は病気で病院にかかる場合と違って、健康保険が使えないため、全額自己負担になります。健康保険法等に基づく給付として、まとまった支出となる出産費用として一定額支払われるのが「**出産育児一時金**」です。すべての保険加入者に給付されます。

◆ 支給される金額は？

被保険者及びその被扶養者が妊娠 4 カ月以上で出産した時に **1 児につき 42 万円**が支給されます。ただし、在胎週数が **22 週未満**で産科医療補償制度に加入されていない医療機関等で出産された場合は **39 万円**となります。なお、多胎児を出産された場合には、出産された胎児数分だけ支給されますので、双生児の場合は、**2 人分**が支給されます。

▶ 出産とは

- (1) 健康保険でいう出産とは、妊娠 85 日 (4 ヶ月) 以後の生産 (早産)、死産 (流産)、人工妊娠中絶を言います。なお、正常な出産、経済上の理由による人工妊娠中絶は、健康保険による療養の給付の対象になりませんが (帝王切開による分娩の場合は療養の給付が行われます)、出産育児一時金の対象にはなりません。
- (2) 被保険者が、被保険者の資格を失ってから 6 ヶ月以内に出産した場合にも、被保険者期間が継続して 1 年以上ある場合には、出産育児一時金が支給されます。
- (3) 被保険者が、妊娠中 (85 日以後)、業務上又は通勤災害の影響で早産したような場合、労災保険で補償を受けたとしても、出産育児一時金は支給されます。

◆ 支給について

事前にまとまった出産費用を用意する負担を軽減するために下記 2 つの支払制度があります。

① 直接支払制度

出産育児一時金の請求と受け取りを妊婦などに代わって、医療機関が行う制度です。出産育児一時金が医療機関等へ直接支給されるため、退院時に窓口で出産費用を全額支払う必要がなくなります。

② 受取代理制度

妊婦などがあらかじめ出産前に出産育児一時金を請求し、医療機関等にその受取を委任することにより、出産育児一時金が直接、医療機関等に支払われる制度です。

※ 実際に出産にかかった費用が、出産育児一時金の支給額 (42 万円) を超えた場合は、差額分を直接医療機関等へ支払うこととなります。また、逆に出産費用が支給額より低い場合は、後で差額分が支給されます。

※ 直接支払制度、または受取代理制度を利用するか、加入している健康保険組合などへ直接請求して支給をうけるかは、妊婦の側で選択できます。

◆申請、手続きについて

会社員や公務員、退職後に健康保険の任意継続をした方は、勤務先の健康保険に申請します。夫が会社員、公務員で妻が健康保険の扶養になっている場合は、夫の職場の総務部など担当部署か、健康保険組合、共済組合の窓口へ申請します。

◆出産手当金

定期健診や出産費用の健康保険を使えないためにそのフォローとして給付される「出産育児一時金」とは性質が違い、「**出産手当金**」は被保険者が出産のため会社を休み、給料を受けられない間、生活費のフォローとして健康保険から給付されるものです。

勤め先の健康保険に加入し、産後も加入し続けている人であれば、正社員のほか、契約社員やパートアルバイト、派遣社員であっても支給されます。産休、育休後に仕事復帰する方のための手当です。ただし、フルタイムで働いていても、職場で加入しているのが国民健康保険の場合には対象にはなりません。また、退職後6ヶ月以内に出産された方、任意継続被保険者の方も、出産手当金は支給対象外となっています。

◆出産手当金が受けられる期間

出産手当金の支給期間は、出産日（実際の出産が予定日より遅れた場合は出産予定日）以前42日目（多胎妊娠の場合は98日目）から、出産日後56日目までの間で、範囲内で会社を休んだ期間について支給されます。出産が予定日より遅れたら、スタート日は予定日の42日前になりますが、出産が早まったとしても繰り上げにはなりません。

◆支給される金額

出産手当金は、1日につき標準報酬日額の**3分の2**に相当する額を休んだ日数分、支給されます。毎月の報酬から算出するので、報酬が多い人ほど手当も多くなります。（上限あり）ただし、産休中に会社から報酬が支払われる場合は注意が必要です。産休中の報酬と出産手当金はダブルではもらえないため、産休中でも報酬が出る職場の場合、出産手当金から産休中の報酬を差し引く必要があります。そのため、標準報酬日額の2/3以上の報酬がもらえる人は出産手当金はもらえません。また、出産手当金の支給期間中、傷病手当金は支給されません。

$$\text{出産手当金} = \text{標準報酬日額} \times 2/3 \times \text{日数分}$$

「標準報酬日額」は「標準報酬月額」を30日で割って算出します。標準報酬月額は残業代や家族手当、住宅手当などといったものも含めた分で、毎年4～6月の平均で計算します。

◆申請、手続きについて

職場の総務部など担当部署や健康保険組合、もしくは会社を管轄する年金事務所などにある申請用紙をもらっておき、出産後に医師または助産師に必要事項を記入してもらい、自分の必要事項を記入後、会社もしくは管轄の健康保険協会へ提出します。申請を忘れた場合は産休開始の翌日から2年以内なら全額請求できます。

ご不明な点がございましたら、いつでもお問い合わせください。

参考文献：「厚生労働省ホームページ」、社会保険研究所「社会保険の事務手続き（平成24年度版）」

<http://allabout.co.jp/gm/gc/10857/2/>